別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（従業者の明確化）

第３　乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（従業者への周知）

第４　乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（従業者への監督及び教育）

第５　乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（安全確保の措置）

第８　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第９　乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第１０　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第１１　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（再委託先への義務等）

第１２　乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

（資料等の返還等）

第１３　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（報告義務）

第１４　乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１５　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（取扱要領等の作成）

第１６　乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

（実地調査等）

第１７　甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

（再委託先への実地調査等）

第１８　乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

（勧告）

第１９　甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（国外における取扱いの禁止）

第２０　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第２１　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第２２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（注）　「甲」は山形市を、「乙」は提供事業者をいう。